

2

本指導資料における「環境教育」、「持続可能な開発のための教育（ESD）」及び「持続可能な開発目標（SDGs）」の位置付け

持続可能な社会の構築を目指す環境教育は、「持続可能な開発のための教育（ESD）」（\*5～9ページ参照）や、「持続可能な開発目標（SDGs）」（\*10～11、98～107ページ参照）と関連付けながら指導をしていくことが大切です。本指導資料では、下図のように、「環境教育」はESDに包含されていると捉え、ESDの様々な内容の中で主に環境保全に関わるものを、「環境教育」における学習の対象として位置付けています。また、「環境教育」を通して、環境保全と関わりのあるSDGsの達成に貢献できるようにしていきます。

「環境教育」と「持続可能な開発のための教育（ESD）」及び「持続可能な開発目標（SDGs）」の関係図



\*1 「ユネスコスクールで目指すSDGs 持続可能な開発のための教育（文部科学省：平成30年11月改訂）」より

\*2 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成24年10月施行）」より

\*3 「環境教育指導資料【中学校編】（平成28年12月） 国立教育政策研究所教育課程研究センター」より作成